

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

EY新日本は、2023年3月24日に改訂された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を採用し、すべての原則を適用しています。

監査法人のガバナンス・コードは、監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定され、組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則と、これらの原則を適切に履行するための指針から構成されています。

原則	監査法人が果たすべき役割
原則 1	<p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p> <p>原則1への対応状況</p> <p>監査法人の公益的な役割を認識し監査品質を最重視するトップの姿勢は、これまで繰り返し発信してきたことによって、EY新日本の組織に浸透しつつあるものと評価しています。一方で、加速するグローバル規模の環境変化に組織力をもって対応し、社会からの期待に応えていくためには、私たちの使命や存在意義を明確にすることが必要と考え、EY新日本のパーカス(存在意義)とAmbition(目指すべき姿)を定めています。このパーカスの下、私たちの目指すべき姿に近づくために、社員職員の士気を高め、開放的な組織文化・風土を醸成する取組みについては今後も継続して実施し、監査品質を持続的に向上させる基盤をさらに強固なものにしていきます。</p>

指針	各指針への対応状況
指針 1-1	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p> <p>▶ p.13 本部の役割、現場の役割 ▶ p.64 社員総会 ▶ p.72 品質第一の組織風土 ▶ p.75 トップから現場へ</p>
1-2	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p> <p>▶ 表紙裏 パーカス(存在意義)、Ambition(目指すべき姿)、価値観 ▶ p.76-77 パーカス達成の礎となるPeople Culture ▶ p.45 行動規範・行動指針とコンプライアンスへの取組み ▶ p.74 ウェルビーイングの取組み</p>

指針	各指針への対応状況
1-3	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p> <p>▶ p.79 真のプロフェッショナルを育成するために ▶ p.80 人材の評価 ▶ p.81 カウンセリングファミリー制度 ▶ p.83 専門分野の認定制度</p>
1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p> <p>監査品質を持続的に向上させる基盤となる組織風土をさらに醸成し定着させるため、法人を挙げて組織風土改革に取り組んでいます。例えば、理事長との対話集会(「ガチコン」)では、執行部と職員の直接的かつ積極的な対話がされています。また、職員一人ひとりに対しきめ細かいケアを行うためのカウンセリングファミリー制度を導入し、定期的に開催するファミリー・ミーティングなどを通じたコミュニケーション構築による組織の活性化を図っています。</p> <p>監査チームと本部組織の間では、本部の専門組織が助言や指導、コンサルテーション等を積極的に行い、双方向のコミュニケーションを促進しています。また、セクター(業種)特有の会計・監査論点や業界動向に関する情報をセクターナレッジとして集積し、監査チームの枠を越えた知見の共有を図っています。</p> <p>このようにさまざまなレベルでコミュニケーションを活性化することによって開放的な文化の醸成に努めています。</p> <p>▶ p.72-74 組織風土 ▶ p.73 理事長との対話集会「ガチコン」 ▶ p.81 カウンセリングファミリー制度 ▶ p.55-57 専門部署による支援体制 ▶ p.42-43 深度ある監査を実現するセクターナレッジ</p>
1-5	<p>監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む)の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。</p> <p>EY新日本は、監査業務を最重視しつつも、多様化する企業の経営課題に即した非監査業務を提供することで、被監査会社の企業価値向上に貢献できると考えています。監査で培った知見を非監査業務として企業に提供できるほか、高品質な監査の実現にも重要な意義があります。なお、EY新日本だけではなく、EY Japanの他のメンバーが含まれ、独立性や利益相反が問題とならないようグローバル全体でプロセスを整備しています。</p> <p>また、法人の許可なく兼業・副業を行うことを禁止しています。</p> <p>▶ p.49 非監査業務の提供 ▶ p.48 非監査業務受嘱時の独立性確保 ▶ p.48 社員職員の兼業・副業への対応</p>
1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p> <p>EY新日本は、EYのグローバルネットワークに加盟することで、変化する世界経済や企業環境において高い品質の監査サービスを提供するためのインフラを構築し、また、社員職員がグローバルに対応できる環境を整備しています。</p> <p>▶ p.29 グローバルネットワークを活用したEY新日本の運営について</p>



原則 2 組織体制(経営機能)

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。

原則2への対応状況

EY新日本は経営の意思決定機関として経営会議を設置しています。さらに特定の経営執行役員については専任体制をとることにより、マネジメント機能の実効性を高めています。また、社外有識者もメンバーに加えた監査品質監督会議を設置し、重要事項について組織横断的に必要な対応を指示する体制を整えています。この監査品質監督会議を筆頭とする本部と現場の両輪による品質管理体制により、監査現場の課題に対し、より適時に対応する機動力が高まっているものと評価しています。また、先端デジタル技術の活用は、監査を効果的かつ効率的に実施していくために必要不可欠であると考え、監査品質に関する重点施策の一つとして積極的に取り組んでいます。今後は、品質管理の両輪体制を引き続き機能させつつ、監査を取り巻く環境変化を踏まえ、デジタル技術に対する投資や人材育成を加速させていくことが法人運営上の重要な課題であると認識しています。

指針	各指針への対応状況
指針 2-1	<p>監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p> <p>▶ p.64 経営会議 ▶ p.64 経営執行役員の専任体制と管掌制度</p>
2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <p>▶ p.64 組織図</p> <p>▶ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p> <p>▶ p.13 監査品質監督会議の役割</p>

指針	各指針への対応状況
2-2	<p>▶ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するため、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</p> <p>セクター(業種)に特有の会計・監査論点や業界動向に関する情報を、セクターに関するナレッジとして集積・共有するための体制を構築し、情報収集や意見交換を定期的に行っています。蓄積されたナレッジは、法人内にセクター別ニュースレター・研修として共有しています。さらに、それぞれのセクターの特性に応じた外部の有識者を招聘して研修を開催し、被監査会社を取り巻くビジネス環境に関する理解を深めています。また、監査業務の期中におけるモニタリングを実施して、監査上のリスクや課題の早期発見に努め、専門的な知見を活用した組織的な対応を図っています。</p> <p>被監査会社と監査チームとの間では、コミュニケーションの実施頻度等に関するガイドラインを定めています。経営者等とは企業、企業環境、ビジネスリスク及び経営戦略の理解のために経営者ディスカッションを実施し、監査役等とは監査計画や監査結果の説明時等において、監査チームが識別した虚偽表示リスク等について十分に意見交換しています。また、論点となつた事項に関して被監査会社と議論を尽くすことにより、より深度ある監査を実現します。</p> <p>▶ p.42-43 深度ある監査を実現するセクターナレッジ ▶ p.59 監査業務の日常的モニタリング ▶ p.51 被監査会社との十分なコミュニケーション</p>
2-3	<p>▶ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</p> <p>Ambition(目指すべき姿)で示したプロフェッショナル集団となるべく、Learning(研修)、Experiences(経験)、Coaching(コーチング)の3つの要素を体系的に位置づけた人材育成プログラムを実施しています。社員及び職員の評価においては、役割や期待されるスキルを明示してそれらに基づいて評価することとし、監査品質の観点を重視しています。</p> <p>▶ p.79 真のプロフェッショナルを育成するために ▶ p.80 人材の評価</p> <p>▶ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備</p> <p>テクノロジーとデータの活用は、効率的で深度ある監査の実施に必要不可欠だと認識しています。そのため、世界中のEY監査チームの全メンバーが同じオンライン監査ツール「EY Canvas」を使い密接に連携しながら監査を実施しています。</p> <p>監査品質の観点から標準化・自動化が適している領域については、CoE(Center of Excellence)の活用による業務の集約化を進めています。また、クライアントの財務・非財務データの整理・蓄積が進む中で、データに基づき分析、判断するデータドリブン監査をはじめ、全量データのリアルタイムな受領の仕組み構築やセクターの知見を生かした分析ツールの開発など、より効率的で深度ある監査の追求と新たな付加価値の提供に取り組んでいます。</p> <p>データの連携と分析手法についても、EYグローバルが開発した分析ツールを導入し、潜在リスク識別のための異常検知ツールの開発と導入を継続的に実施しています。</p> <p>その他、セクターごとのツール活用事例の共有やデジタル人材の育成など、テクノロジーを有効に活用できるよう積極的に取り組んでいます。</p> <p>▶ p.24-26 グローバル監査のための監査ツール／ソリューション ▶ p.34-43 デジタルとセクターの探求による監査の変革</p>
2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p> <p>理事長については、指名担当会議による面談、公益委員会の審議、及び評議会の決議により指名された候補者に対する全社員による投票を経た後、最終的に社員総会の決議で選任されます。</p> <p>副理事長、経営専務理事、及び常務理事については、指名担当会議議長の同意を得た上で理事長が候補者を選出し、社員総会の決議で選任されます。</p> <p>▶ p.64 経営執行役員の選任方法</p>

原則 3 組織体制(経営機能の監督・評価)

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で
経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、
経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

原則3への対応状況

EY新日本では独立した立場から経営執行を監督・評価する機関として、評議会を設置しています。また、評議会の内部組織として、社外評議員3名で構成される公益委員会、社外評議員が委員長を務める監査委員会を設置しています。さらに、公益委員会の内部組織として、指名委員会等設置会社の仕組みを参考に指名担当会議及び報酬担当会議を設置しています。今後も社内及び社外評議員と活発に議論し、提言を受けた事項については法人運営の改善に活用していきます。

指針	各指針への対応状況
指針 3-1	<p>監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p> <p>▶ p.62-63 ガバナンス体制</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p> <p>▶ p.62-63 ガバナンス体制</p>
3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ▶ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 <p>▶ p.62-63 ガバナンス体制</p>

指針	各指針への対応状況
3-3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価及び報酬の決定過程への関与 ▶ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ▶ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ▶ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 <p>▶ p.62-63 ガバナンス体制 ▶ p.64 経営執行役員の選任方法</p>
3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p> <p>▶ p.62 評議会室</p>

原則 4	業務運営
監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
原則4への対応状況 <p>監査品質を重視する経営方針は、これまで継続してきた法人内コミュニケーションや人事評価制度の仕組みを通して、構成員の間に浸透しているものと評価しています。監査現場における被監査会社とのコミュニケーションについては、コミュニケーション機会の増加を通じて被監査会社のビジネスリスク等に関する議論を強化しています。多様化するビジネスリスクへの対応として、今後も議論を深めていくことが重要であると認識しています。また、人材育成については、デジタルトランスフォーメーションの進展や、一層のグローバル化に対応できるプロフェッショナルの育成を重要であると認識しています。これらに対応するため、業種の特性に応じた外部講師を招聘した研修の開催、サステナビリティ開示・保証業務(SDA)、デジタル人材、セクター、グローバル、IPO関連の認定制度などの取組みを含め、今後も一層プログラムを強化して人材の育成に取り組んでいきます。また、EY新日本では働き方に対するニーズの多様化を受けて、リモートワーク等柔軟性に富んだ働き方を推進してきました。今後も、各制度等の利用者のフィードバックを得ながら、働く環境の柔軟性を高めて人材の確保に取り組んでいきます。</p>	

指針	各指針への対応状況
指針 4-1	<p>監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。</p> <p>▶ p.75 組織内における情報の伝達 ▶ p.59 モニタリング体制</p>
4-2	<p>Ambition(目指すべき姿)に定めたプロフェッショナル集団となるべく人材育成を行っています。具体的には、デジタル化時代、グローバル化時代に対応したプロフェッショナルの育成を重要課題と位置づけ、多様な人材育成プログラムを提供しています。人材の評価については、社員・職員とともに、役割や期待されるスキルを明示して、それらに基づく評価を行っています。評価においては、職業的懐疑心の発揮を含む監査品質の観点を重視しています。また、働き方に対するニーズの多様化を受けて、ウェルビーイングな働き方への取組みを推進するとともに、サステナビリティ開示・保証業務(SDA)、デジタル人材、セクター、グローバル、IPO関連の認定制度により社員職員の士気の向上を図っています。</p> <p>▶ p.79 真のプロフェッショナルを育成するために ▶ p.80 人材の評価 ▶ p.82-83 品質向上のためのプロフェッショナル育成体制 ▶ p.84-85 人材ポートフォリオ構築に関する取組み</p>
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

指針	各指針への対応状況
4-3	<p>▶ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</p> <p>▶ p.48 パートナーローテーションと主要な担当者の長期関与 ▶ p.50 チーム構成、監査補助者の配置転換 ▶ p.81 アカウント・ローテーションとモビリティ制度</p> <p>▶ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</p> <p>▶ 法人の構成員の会計監査に関する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</p> <p>▶ p.50-51 監査チームの編成と監査の実施 ▶ p.80 人材の評価</p>
4-4	<p>▶ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</p> <p>▶ p.81 キャリア支援の取組み ▶ p.82-83 品質向上のためのプロフェッショナル育成体制 ▶ p.84 人材ポートフォリオ構築に関する取組み</p>
4-5	<p>▶ 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p> <p>▶ p.51 被監査会社との十分なコミュニケーション</p> <p>▶ 当法人の監査業務等に関する不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を広く収集するため、EY新日本のウェブサイトに監査ホットラインを開設し、法人外からの情報提供を受け付けています。また、内部通報窓口を設け、社員職員からの情報提供を受け付けるとともに、公益通報者保護法に規定される公益通報を専門的に取り扱うための公益通報窓口を設置しています。内部通報窓口と公益通報窓口は、外部弁護士も通報窓口を担当し、インターネットやEY新日本のウェブサイトに掲示することにより、幅広く通報を受け付けています。</p> <p>▶ p.45 通報制度 ▶ p.52 監査ホットライン</p>

原則 5 透明性の確保	
監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
原則5への対応状況	
指針	各指針への対応状況
指針 5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書で、わかりやすく説明すべきである。</p>
5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 <p>トップは監査品質を何よりも重視しており、定期的に開催されるイベントで組織内にも継続的に伝達しています。</p> <p>▶ p.1 理事長メッセージ ▶ p.75 トップから現場へ</p> <p>▶ 表紙裏 パーパス(存在意義)として「Building a better working world～グローバルな経済社会の円滑な発展に貢献する監査法人」を、Ambition(目指すべき姿)として「最先端のデジタル技術を活用し、卓越した知見に基づいた保証業務及びアドバイザリーサービス業務の提供により、ステークホルダーに高い付加価値をもたらす、グローバルな経済社会の円滑な発展に貢献するプロフェッショナル集団」を掲げ、実現のための価値観や行動指針等を定め、社員職員に周知しています。</p> <p>▶ p.76-77 パーパス達成の礎となるPeople Culture ▶ p.45 行動規範・行動指針とコンプライアンスへの取組み ▶ p.74 ウエルビーイングの取組み</p> <p>EY新日本の監査品質への各取組みの成果として、本報告書で監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)を公表しています。</p> <p>▶ p.90-92 監査品質の指標(AQI)の概要</p>
5-2	<p>▶ 指針</p> <p>▶ 各指針への対応状況</p> <p>▶ 事業部の監査品質管理委員会と品質管理本部が連携し、モニタリングを行っています。</p> <p>▶ p.12-13 本部と現場の両輪による監査品質の向上 ▶ p.44-60 監査事務所における品質管理体制</p> <p>▶ 経営機関の構成や役割 ▶ 経営の意思決定機関である経営会議や、経営会議の決定に基づく経営執行を担う本部組織及び業務部門組織(事業部)を設置しています。</p> <p>▶ p.64-65 経営執行体制</p> <p>▶ 監督・評価機関の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ▶ EY新日本は、経営執行を監督・評価する機関として評議会を設置しており、独立性を有する第三者として社外評議員を3名選任しています。社外評議員について、被監査会社との独立性を確保するための基準を設けています。</p> <p>▶ p.62-63 ガバナンス体制</p> <p>▶ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ▶ EY新日本は監査業務を提供しながら、多様化する企業の経営課題に適合した非監査業務も提供することで、企業を支援します。受嘱にあたっては、独立性の観点から許容されない業務を提供しないよう、所定のプロセスを整備しています。</p> <p>▶ p.49 非監査業務の提供 ▶ p.47-48 独立性</p> <p>▶ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの真価を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ▶ EY新日本は次世代監査(Assurance4.0)実現のため、デジタルテクノロジーを活用し、より効率的で深度ある監査やインサイトの提供に努めています。</p> <p>▶ p.34-43 デジタルとセクターの探求による監査の変革 ▶ p.46 技術的セキュリティ対策</p> <p>▶ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ▶ EY新日本は、各分野で強みを発揮して高品質の監査を提供し、Ambition(目指すべき姿)を実現するため、自律したプロフェッショナルの育成に努めています。</p> <p>▶ p.78-85 Ambitionを体現するための人材戦略</p> <p>▶ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ▶ EY新日本では、独立性に関する規程を定め、一つの保証業務提供先からの報酬が、法人の業務収入全体の15%を占めないようルールを設けています。</p> <p>▶ p.106-111 上場会社等被監査会社</p> <p>▶ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ▶ EY新日本では、被監査会社(親会社)を担当する親会社監査チームが、海外子会社等を担当する現地監査チームを統率し、ワン・チームで監査サービスを提供しています。</p> <p>▶ p.22-33 グローバル監査体制</p> <p>▶ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 ▶ EY新日本では、監査法人のガバナンス・コードへの対応状況を年次で評価し、その評価を前提に、監督・評価機関である評議会が経営執行の年次評価を行っています。また、ISQM1等に対応した品質管理システムを整備・運用し、監査品質の向上に取組んでいます。</p> <p>▶ p.68 経営執行に関わる年次評価 ▶ p.59 品質管理システムのモニタリング及び評価</p>

IV 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

指針	各指針への対応状況
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 <p>EYは世界150以上の国と地域でサービスを提供するプロフェッショナルファームのグローバルネットワークです。EY新日本は、EYグローバルの執行部門やガバナンス機関にさまざまな形で参画しています。</p> <p>▶ p.29 EYのメンバーファームとは ▶ p.29 EYのエリア、リージョン、カントリーとは ▶ p.29 EYの意思決定機関やガバナンス体制</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 <p>クライアントに高品質な監査を提供するために、EY新日本はEYネットワークに加盟し、グローバルに統一された監査手法・ツールなど、EYの統合的なアプローチを導入しています。また、EYのプログラムや、駐在等を通じてグローバルに活躍できる人材を育成しています。</p> <p>▶ p.30 グローバルネットワーク加盟の目的とは ▶ p.30 グローバルネットワーク加盟のリスクと対応</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 <p>EY新日本は2003年8月にEYG(アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド)とメンバーシップに関する契約を締結しています。</p> <p>▶ p.29 EYのメンバーファームとは</p>
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p> <p>被監査会社との間では、監査チームが監査計画や監査結果を説明する際に、会計監査の品質の向上に向けた取組みを含め、被監査会社とコミュニケーションを行っています。また、被監査会社のCFO及び監査役等を招いて、法人の品質管理体制や品質管理上の重点項目に関する説明会を開催しています。監査の終了後には、監査の取組み状況について、クライアントの経営執行役及び監査役等から直接回答をいただくことによって、改善すべき事項等を認識しています。こうして得られたフィードバックは、法人運営や個別監査業務の改善につなげています。</p> <p>資本市場の参加者等との間では、機関投資家や証券アナリスト等を招き、意見交換会を開催しています。意見交換会の内容は、社外評議員とも共有し協議を行い法人運営に活用しています。</p> <p>▶ p.62-63 ガバナンス体制 ▶ p.69 資本市場の関係者との対話 ▶ p.70 クライアントとの対話 ▶ p.71 クライアントからのフィードバックへの取組み</p>
5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p> <p>本原則の適用の状況については年次で評価し、それを基に、評議会により経営執行の年次評価が実施されます。また、品質管理のモニタリング制度を通じ、監査品質の向上に向けた取組みの実効性が評価されています。</p> <p>▶ p.68 経営執行に関わる年次評価 ▶ p.59 品質管理システムのモニタリング及び評価</p>
5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p> <p>機関投資家や証券アナリスト等との意見交換会の結果や、本原則の適用の状況評価結果は、経営会議に報告され、法人運営をより良いものにするために役立てています。</p> <p>▶ p.68 経営執行に関わる年次評価 ▶ p.69 資本市場の関係者との対話</p>